

第3章　日本の輸入促進政策

第1節　1970年代、80年代の関税削減

1960年から64年にかけて輸入自由化の代償措置として引き上げられて以降、日本の関税水準は継続的に引き下げられてきた。72年は日本が従来の貿易政策から転換した時期である。関税率審議委員会答申は従来の産業保護偏重を改め、適正な国際分業促進へと関税率体系を見直すことを提言している。すでに貿易収支の黒字傾向が定着し、均衡回復のためにも輸入促進が政策課題となったのである。主眼点は(1)傾斜的関税構造の是正、(2)工業発展水準に見合った関税の一般的削減、(3)奢侈品分類の廃止、(4)農産品に対する高関税の削減である。

またこの年には輸出促進的な低利輸出信用も廃止された。国際競争力を高めるための特定産業奨励措置もほとんどがそれ以前に廃止されており、まさに日本はこの年に輸入促進に向けて転換を図った。

この改訂はケネディ・ラウンド（1962～67年）をうけたものである。これは日本が積極的に参加した初めての多角的貿易交渉であった。この関税削減努力はより自由な貿易のため日本が責任を分担する必要を認めるとともに、自由化により利益を得るほどに日本経済が成熟したことの表れでもあった。この成功により日本は次の東京ラウンド（1973～79年）を提唱した。

両ラウンドでの協定の結果、関税水準は低下した。これらの協定で予定されたスケジュールよりも早く、輸入促進政策の一環として多くの関税品目で削減が繰上げ実施された。第7表で示したように、日本の平均関税率（関税收入／輸入総額）は1980年度にはアメリカ、ECと同水準になった。

第7表 先進国平均関税率

(%)

	日本	アメリカ	EC 9カ国
1981	2.5	3.2	2.5
1982	2.6	3.6	2.7
1983	2.5	3.5	2.7
1984	2.5	3.4	2.8
1985	2.6	3.3	2.7
1986	3.3	3.7	3.1

(注) (1) 平均関税率=関税収入／輸入総額。

(2) EC 9カ国の関税収入は農産物への課徴金を含む。

(出所) 日本国税協会『1989年貿易統計』。

1980～85年の日本の関税率は安定的であったが、86年に若干上昇した。80～85年の間、日本では高関税率である加工品の輸入シェアが23%から31%に増加したにもかかわらず安定的である。すなわち現実にとられた関税引下げの姿が隠されている。86年の増加は石油価格低落の結果である(総輸入額の減少と同時に、定額税率をとる原油の関税率上昇の結果)⁽¹⁾。

関税率の全般的な低下にもかかわらず、若干の傾斜構造は残った。日本の東京ラウンド後の平均関税率は原材料で0.4%(原油、金を除外すると0.2%)であるのに対し、半製品、製品では各々4.5%，5.9%（石油・金の加工品を除くと4.0%，5.8%）であった。実効関税率は、第8表で示したように、鉄鋼製品、林産品、繊維製品、紙・パルプ等で高い⁽²⁾。

また、産業発展と関税率の相関関係もはつきり認められる。自給率と輸出比率の上昇している産業では関税切下げが大きかった。自動車、電気機械、産業機械などがその例である。一方、国際競争力を失い自給率が低下している繊維、加工食品、一部化学製品では関税切下げが遅れている。最近になって輸出が拡大した化学繊維、事務機器等ではまだ切下げが進んでおらず、高関税率グループに入っている。あの二つのグループではまだ関税削減の余地がある。

農産物、林産物への関税率は群を抜いて高い。でんぶん(25%)、ぶどう糖

第8表 1984年の産業別傾斜的関税構造
(%)

	名目関税率	実効関税率
鉄 鋼		
鉱 物	0	-0.4
粗 鉄	2.8	3.2
鑄 鉄	4.4	4.7
	5.0	8.9
木材製品		
原 木	0.2	0
製材・木製品	1.9	3.6
家 具	6.0	7.9
織 維		
紡 繢	4.8	6.2
織 物	9.0	12.3
その他織維	9.6	12.3
ニット製品	14.8	24.9
衣 類	15.2	20.7
紙 製 品		
パルプ・紙	1.6	1.4
紙 製 品	4.8	8.6

(出所) 山澤 [1986]。

(35%), 牛肉 (25%), ビスケット (24%), オレンジ (20~24%), 果汁 (35%), 酪農品 (25~35%), ぶどう酒 (45%) など、工業製品の 5~10% の関税率をはるかに上回るばかりでなく、後述するように非関税障壁もある。

一般関税は貿易黒字対策としての行動計画の一部としても引き下げられた。最近の主な変化としては次のようなものがある。

1986年度

- 1853品目の一率20%関税引下げ,
- コンピュータ、周辺機器、それら部品の非課税。

1987年度

- アルコール飲料関税30%切下げ,

- ・たばこ非課税、
- ・チョコレート製品関税20%から10%に引下げ。

1989年度

- ・バナナ、ラタン製品等を含む熱帯産品131品目の関税引下げ。

1990年度

- ・5%以下の関税の撤廃計画発表⁽³⁾。

第2節 数量制限の緩和

日本の輸入自由化は、1960年にほとんどの輸入制限を撤廃すると発表して以降進められてきた。貿易商品は自由化に要する時間により次の四つに分類された。(1)すぐに自由化するもの、(2)数カ年で自由化するもの、(3)必要な調整期間後自由化するもの、(4)かなりの期間自由化が困難なもの。

(3)の分類には、技術開発中の産業、機械産業の核として育成の必要な部門が含まれる。工作機械、重電機などがそれである。また(4)は主として農業であった。

4年の間に(1)と(2)の自由化は完了し、輸入の92%は割当制度外となった。その後残存制限品目も徐々に自由化され、1970年には(3)がほとんど自由化を完了し、自由化率も95%に達した。特定産業の保護による育成もほとんどこの時期で完了した。

それ以降の残存輸入制限措置の撤廃は、残ったものが各々問題を抱えているため容易に進展しなくなった。しかし、1986年4月に皮革製品を含む4品目の規制が廃止され工業製品の自由化は完了した。

1989年3月現在、残存数量制限品目は23品目（農産品22および石炭）となつた。非残存制限品目が54品目あるので、輸入制限品目は合計76（ミルクおよび乳製品は両方に数えられている）となる。

輸入制限措置は長い間アメリカを中心に批判されて、市場アクセスの改善

第9表 農産物の自由化スケジュール

関税番号 (HS)	品 目	自由化時期	備 考
0201 0202 0206	} 牛 肉	1991.4.1	(自由化までのアクセス改善) ○輸入枠の拡大等 (自由化後の国境措置) ○関税の引上げ ○緊急調整措置の導入
0402 EX	加圧容器入ホイップド クリーム	1990.4.1	(自由化までのアクセス改善) ○輸入枠の拡大等
0403 EX	フローズンヨーグルト	1990.4.1	(自由化までのアクセス改善) ○輸入枠の拡大等
0406 EX	プロセスチーズ	1989.4.1	(自由化後の国境措置) ○関税の引上げ
0713 EX	ひよこ豆およびひら豆	1988.10.1	
0805 0812	} オレンジおよびタン } ジェリン	1991.4.1	(自由化までのアクセス改善) ○輸入枠の拡大等
1602	牛肉調製品	1990.4.1	(自由化までのアクセス改善) ○輸入枠の拡大等
1702 EX	その他の糖類および糖 水 (乳糖を除く)	1990.4.1	(自由化までのアクセス改善) ○輸入枠の拡大等
1902	パスタ	1988.10.1	
2007	フルーツピューレーお よびフルーツペースト	非かんきつ 1988.10.1 かんきつ 1990.4.1	(自由化までのアクセス改善) ○輸入枠の新規設定等
2008	果実調整品	非かんきつ 1988.10.1 かんきつ 1990.4.1 パイナップル 1990.4.1	(自由化までのアクセス改善) ○輸入枠の新規設定等
2009	果実のジュースおよび トマトジュース	ベビーフード 1988.10.1 その他非かんきつ, 工業用ベリー 1989.4.1	(自由化までのアクセス改善) ○輸入枠の拡大等

		トマト 1989.7.1 ぶどう, りんご, パイン濃縮非オレ ンジストレート オレンジ 1992.4.1	
2103	トマトケチャップおよ びトマトソース	1989.7.1	○輸入枠の拡大等
2105	アイスクリーム	1990.4.1	(自由化までのアクセス改善) ○輸入枠の新規設定等
2106	たんぱく質濃縮物	1990.4.1	(自由化までのアクセス改善) ○輸入枠の新規設定等
2204	ぶどうジュースおよび ぶどう搾汁(アルコー ル分が1%未満のもの に限る。)	1990.4.1	
2205	ぶどうジュース (アルコール分が1% 未満のものに限る。)	1990.4.1	
2206	果実のジュース (アルコール分が1% 未満のものに限る。)	その他非かんきつ, 工業用ベリー 1989.4.1 りんご, パイン濃 縮非オレンジスト レート 1990.4.1 オレンジ 1992.4.1	

(注) EX: HSベース4桁の一部を自由化。

(出所) 輸入手続編集グループ編著『輸入手続Q & A』通商産業調査会, 1989年。

が要求されてきた。日本国内では、農林水産省が食料安全保障および農家所得維持を根拠として農業保護を主張してきた。この結果、クォータ数量は増加したがわずかな品目しか自由化されていない。

しかし、1988年2月の日本の農業保護に関するGATTのパネルが分水嶺となつた。アメリカは12品目の輸入制限について提訴し、うち10品目がGATT

違反と判断された。日本はその結果10品目の輸入自由化に同意した⁽⁴⁾。同じ年、日米の牛肉・オレンジ交渉において、これら品目の自由化を91年度までに実施することで合意した。第9表は、これら農産品自由化スケジュールを示している。

第3節 行動計画

関税引下げと貿易自由化努力にもかかわらず、貿易黒字は増大し、多くの貿易摩擦が生じてきた。1970年代においては問題は分野別で日本の輸出急増あるいは日本への市場アクセスの改善が中心であった。80年代に入っての貿易黒字の増大により新たな摩擦の分野が生じた。二国間貿易不均衡が直接問題として取り上げられるようになった。今では日本への要求は分野別問題に加えて、国内需要増による日本への市場アクセスの改善、輸入検査の改善、金融・サービス市場の自由化等の一般的な改善要求となっている。要するに、日本経済の構造的側面が大幅な貿易黒字の主要因とされ、その改善が求められるようになった。

政府も貿易黒字を削減し、貿易摩擦を解消するような諸措置をとっている。1981年12月16日、残存輸入制限の見直し、工業規格およびその認可制度、東京ラウンドで合意した関税切下げの2カ年前倒し実施などを含む新対外経済政策が発表された。82年1月30日、輸入検査手続きの改善、貿易投資オンブズマン制度の設置が行われた。これらは日本の輸入手続きによる保護が輸入を制約しているとする批判にこたえたものである。前者は輸入手手続き簡素化であり、後者は苦情処理機関であり、発足以来8年間で400件以上の苦情を受け付けている。

1982年5月、215品目の関税が廃止ないしは切り下げられた。また、輸入検査制度（金属バットで有名となった）も改善された。

1983年には、さらに二つの改革が実施された。1月13日、対外経済政策、

86品目について関税撤廃あるいは切下げが行われ、政府調達への外国企業参入が約束された。新たに民営となった日本電信電話（NTT）への販売もその一環とされた。またいくつかの農産品の輸入制限も緩和された。10月21日、44品目についての関税撤廃・切下げを実施し、また政府は11月を輸入促進月間とすることに決定した。

1984年、さらに二つの重要な輸入促進措置がとられた。4月27日、再度対外経済政策の改訂が発表された。76品目の関税率改訂に加えて、日本への輸出に関する外国検査機関の検査結果受入れを拡大した。特定産品貿易拡大計画による特定外国産品の日本市場へのアクセス促進が始まられ、外国製品展示会（ドイツ展、フランス・フェア等）に政府補助が与えられた。先端技術分野（通信衛星、電気通信事業）の自由化も行われ、また年末にはさらに11品目の関税撤廃・切下げが実施された。

広範な措置ではあったが、これらはバラバラの感を与えるをえない。貿易黒字は拡大を続け、外国の要求は高まった。より急激で総合的対応が求められた。1985年7月、そこで政府と与党共同の「市場アクセス改善行動計画概要」が発表された。4月には政府与党対策本部が設立され、活動を開始した。これは総理を本部長として与党役員および閣僚を委員として結成されたもので、強い政治意志を示すものであった⁽⁵⁾。

この計画の目標は、(1)関税、(2)輸入制限、(3)規格および検査、(4)政府調達、(5)資本金融市场、(6)サービスの6分野と輸入促進であった。

関税削減分野では、すでに述べた諸措置に加えて、先進諸国間での工業製品に対する関税全廃の提案がなされたことが注目に値する。ハイテク製品の関税廃止、関税エスカレーションの緩和も含まれていた。輸入制限の分野では農業保護問題についてGATTで交渉に入ることの約束が行われた。

規格および検査制度と輸入手続きの分野では「原則自由、例外規制」の立場が明確化された。40以上の既存の法令が検討され、88項目（後に3項目追加）の改訂が国際水準に制度を合わせるために必要とされた。現在までのところ、91のうち89の措置がすでに実施された。

政府調達分野では、計画に関わる67団体の67の契約手続きが外国企業により開放されるよう改訂された。これには申請期間の30日から40日への延長等も含まれている。この結果、外国からの調達は1986年の435億円から548億円に増加、政府調達総額の19%に達した。政府関連機関および地方公共団体もこの計画への協力を要請された。その後、16の特殊法人も追加された。

自由化措置は資本金融市场についても実施された。預金金利が部分自由化されかなりの時間がたつが、その他の措置を含め実効化するのにはまだ時間を見る。1989年10月になってようやく自由金利の最低限度額が1000万円に引き下げられた。債券市場の規制緩和も近々実施される。85年10月債券先物市場が開設された。また日本人による変動金利円建てユーロ債の発行も86年4月に他の金融市场多様化促進措置とともに自由化された。

サービス分野においては、長い間の懸案であった外国人弁護士の地位が改善された。外国人弁護士特別法が1986年5月に施行され、外国法に関する業務に従事する道が開かれた。89年6月現在、外国人弁護士は47名になった。また外国人も国民健康保険の加入資格を認められた。輸入促進に関しては、大企業は各々輸入努力をするよう要請されてきた。88年にはその数は302企業に増加した(85年度の134社から)。また、80年以降、輸入促進税制が導入された(後述)。双方向の直接投資を促進するため、日本への投資に対して日本開発銀行の融資供与を含む諸措置がとられた。

行動計画が輸入拡大にどの程度役立ったかを判断するのは難しい。数量的には円高の効果の方がはるかに大きいであろう。しかしこの計画は少なくとも政府が貿易摩擦回避に真剣に取り組むというアナウンス効果はあった。さらに、世界経済の相互依存性の高まりが従来は国内政策であったものを国際交渉の場に持ち出すことになったことを知らせる教育効果もあった。しかし同時に外国からの要求に従わされる(とくに301条あるいはスーパー301条によって)ことへの不満が高まった。MOSS交渉、構造改善協議が始まるにつれこの感はさらに強まった。

第4節 積極化する輸入促進措置

この章で今まで述べてきたものは、貿易障壁を削減ないしは廃止するためのものであった。最近になって財政その他の手段により積極的に輸入拡大をしようとする措置がとられるようになった。財政措置には、特定の輸入に対する優遇税制、低利融資がある。外国産品輸入業者、あるいは外国の輸出業者への情報サービスからもかなりの輸入拡大効果が期待できる。これらの積極的輸入促進措置について以下に詳細を述べる。

4.1 優遇税制と財政措置

1986年度に、外国からの機械輸入拡大要請に答えるため新優遇税制が導入された。この措置により二つの促進税制⁽⁶⁾で定められたものに関して20%の課税所得控除を認めるものである。一つは中小企業の新技術(生産性向上技術および経営近代化)への投資に対する優遇税制であり、他は社会・経済・エネルギーのインフラストラクチャー(エネルギー節約、産業高度化)に関するものである。これら制度による節税は88年度で20億円になる⁽⁷⁾。

輸入税制の考えは1989年夏のアルシュ・サミット当時に生まれ、90年度の税制改訂で具体化された。最終製品(SITC 5～8類)に関して、基準年度(当該商品の最高輸入年次)の輸入を10%以上拡大する法人個人がその受益対象者である。この制度は90年4月から3カ年の間施行される。対象となる輸入者は次のどちらかの恩典を受けることができる。増加輸入額の5%の税額控除(法人税額の10%限度、中小企業の場合には15%)、あるいは増加輸入額の50%を限度とする10%の特別償却(機械の場合には20%)。卸売・小売業者は基準年次と比較して増加した輸入額の20%までを非課税の「輸入製品市場開発準備金」として留保することができる。この制度の対象となる品目は約2300で、輸入額は約5兆円になる。

毎年の税収減は初年度で約100億円、全体で850億～900億円に達するものと思われる。その輸入拡大効果は1990年度で30億ドルに達する⁽⁸⁾。この制度は50、60年代に用いられた輸入所得控除、輸出市場開発準備金の輸出促進手段の逆になったものである。

また輸入促進のための中小企業向け輸入品販売促進融資、日本銀行の輸入代金決済融資制度、日本輸出入銀行の製造業輸入信用制度、日本開発銀行の輸入拡大融資などの金融制度もある。

中小企業向け輸入品販売促進融資は中小小売業者の店舗改装、運転資金に対するもので、中小企業国際貿易取決めのための特別信用基金により1986年度に導入された。第2の輸入代金決済融資制度は円高が最高潮に達した78年に導入され、79年経常収支の赤字転落により一時停止されたが、83年末に貿易黒字拡大により再開されたものである。この制度の実施においては為替レート変化に考慮している。

日本輸出入銀行融資は、製品輸入(SITC 5～8類)に対する低利、中期(10年限度)のもので、1983年に開始、その後ドル建て融資も行われ、金利も引き下げられた。日本開発銀行のものは倉庫、輸入施設用土地などの固定資産購入を対象とする長期融資である。

4.2 情報サービス

1973年から83年にかけての輸入増加のための主要な手段は輸入ミッションの派遣で、この間毎年二つの大型ミッションが派遣された。その後、より間接的な国内外での情報提供に代わっていった。たとえば、外国の輸出業者に日本市場の傾向、必要条件等に関する情報を提供することで輸出努力を促す手段がとられた。このようなミッションは繰り返しアメリカ、ヨーロッパ、オーストラリア、中国等に派遣された。

さらに、前述したSTEPがあり、これは特定商品に関したものである。これには日本市場での販売を援助するための販売促進戦略の調査研究も含まれて

いる。この制度で取り上げられたのは、1987年度にはスペイン産ワインと中国産じゅうたん、88年度にはポルトガル産ワインとタイ産ゴム手袋がある。貿易オブズマンは前述したように、外国輸出業者あるいは国内輸入業者の具体的苦情に迅速に応じるためのものである。

国内においては、1983年に開始された輸入促進月間が恒例化して、毎年一般国民への外国品販売促進事業が進められている。JETROなどの団体や量販店は毎年大規模な輸入品展示(即売)会を開いている⁽⁹⁾。また、個人輸入を促進することを目的とした特別の団体である製品輸入促進機構(MIPRO)が78年に創出された。

輸入保険も小規模企業の輸入促進のための一つの制度である。政府の事業として1987年に前払い保険制度が発足した。この制度は倒産あるいは輸出国の外貨規制による前払い代金回収不能を含む、輸入代金前払いに伴うリスクをカバーするものである。当初は、約100カ国について当該国の政治不安定性あるいは累積債務等のカントリー・リスクを理由として、その適用が制限ないしは停止されていたが、最近になり適用範囲が拡大された⁽¹⁰⁾。

また、JETRO本部と各都道府県に設置される端末とをオンラインで結びつける輸入促進情報ネットワークも計画されている。その目的は輸入品に関する情報を消費者、販売業者に普及することである。最初の段階は米国商務省と結びつけて、輸出可能商品、価格、企業者のデータベースを提供することである。通商産業省は、このネットワークを通して情報の流れを自由化することで、並行輸入、個人輸入を促進、排他的流通機構や取引慣行を打破することを望んでいる⁽¹¹⁾。

第5節 最近の輸入促進措置

貿易政策を先進国を対象とするものと途上国を対象とするものとに区別することは容易ではないが、最近の輸入促進措置のほとんどは先進国を対象と

して形成されている。それには種々の理由があるが、従来からの密接な結びつき、そのための貿易摩擦がとくに指摘できる。輸入促進の主要分野が最終製品であったこともこうした結果を生んだ理由である。実際には、近隣の発展途上国がとくに最近になってこの措置の利益を享受するようになってきており、日本の輸入促進措置が発展途上国を無視していると言うことは正しくはない。

日本は1980年代の初めから、輸入促進に真剣に取り組んできたが、85年の行動計画が最初の体系的総合的な措置であった。その実施は急激な円高と時期を同じくしたこともある。製品輸入拡大への構造変化がみられはじめた。しかし、日本市場開放に問題がないわけではない。一つはこれらの措置の効率性の問題である。輸入促進のための減税というような強力な手段は、実質的には輸入補助金であり、長期的には日本経済の効率性を損なうのではないかと危惧されている。さらに、行政的政治的手段による輸入拡大には自ずと限界がある。輸入拡大の主な推進力は経済効率から生まれるものでなければならない。一部の部品・中間財輸入は効率を損ない、このような輸入増大は将来の産業構造に害を及ぼす可能性がある。

第2の問題は、第3の石油危機のような海外要因により経済が影響を受けると、保護主義の可能性が生じることである。そのときには大きな輸入は経済運営の過大な負担となり、日本の政府が産業界の産業防衛のための保護主義の要請に耐えられるかどうか疑問である。

第3の問題は、輸入促進減税のような措置は輸入関連産業だけに利益をもたらすもので、その産業と他の部門との間の所得分配に影響を及ぼす。この意味で、輸入促進情報ネットワークのような取引の効率を高めるような手段の方がより適切である。

[注] —————

- (1) 日本国税協会『国税改訂のすべて』1988年。
- (2) 山澤 [1986]。

- (3) 関税率審議会（大蔵大臣の諮問機関）は輸入促進政策の一環として1990年度から関税率5%未満の低率の工業製品について、原則として関税をゼロにするとの方針から、90年4月実施の税制改正に向けて具体的な関税撤廃案をまとめ、大蔵大臣に答申した。機械類、鉄鋼、アルミ、化学製品等、5%未満の低率関税製品は現在約2700品目（うち工業製品は約1300品目）に上るが、このうち約1400品目が対象とされる。関税を撤廃する品目のうち、約6割は機械類で、今回の改正により機械類に関してはほぼ関税撤廃が実現する。自動車、家電製品などゼロ関税品は現在、工業製品全体の約4割だが、低関税率をすべてゼロに引き下げた場合、ゼロ関税品は工業製品の約8割に倍増する。答申のもう一つの目玉は、再輸出貨物戻し税制度の創設であり、これは特定の輸入品について売れ残りなどの理由で一定期間内に再輸出される場合、輸入時に納付した関税を払い戻す制度である。海外の業者が販売面のリスクを気にすることなく、日本に輸出しやすくするのがねらいで、輸入拡大政策の一環である。また、来年度中に輸入を自由化するパイナップル缶詰、りんごジュースなど農産物加工品19品目に関しては、関税率の引上げを盛り込んでいる（『日本経済新聞』1989年12月20日）。
- (4) 農産物12品目とは、①無糖練乳等、②プロセスチーズ、③牛肉、豚肉調整品、④フルーツピューレ・ペースト、⑤フルーツパルプ、パイナップル缶詰、⑥非柑橘果汁（トマトジュース等）、⑦トマトケチャップ、トマトソース、⑧でんぶん、⑨ぶどう糖等、⑩雑豆、⑪落花生、⑫その他の調整食料品、である。このうち、⑩、⑪を除く10品目についてGATT違反のパネル裁定を受け、日本は1988年2月のGATT理事会で①および⑧を留保した上で裁定を受け入れ、自由化スケジュールを策定した。
- (5) アクション・プログラムについては、日本語・英語併記の以下の資料に詳しい。
- 内閣官房特命事項担当室・経済企画庁調整局監修、市場開放問題研究会編『行動計画「アクション・プログラム』』ぎょうせい、1985年。
- (6) 税率控除率を7%から8.4%に、特別償却率を30%から36%にする。
- (7) 『毎日新聞』1989年7月18日付記事による。
- (8) 『日本経済新聞』1989年12月20日付記事による。
- (9) 1984年度はドイツ博'84、フランス物産展'84、メード・イン・USAフェア、ワールド・インポート・フェア・ナゴヤ'85、85年度は第2回フランス物産展、メード・イン・ヨーロッパ・フェア、86年度はメード・イン・USAフェア（医療機器展）、87年度はメード・イン・コリア・フェア、スポーツ&レジャー'88、88年度はインポート・バザール・ヨコハマ'88、JETRO・インポート・フェア“ヘルスケア'88”，などを実施した（『貿易年鑑 1989』および『通商白書—各論一』1985～89年各版）。

- (10) 『日本経済新聞』1989年7月22日。
- (11) 『日本経済新聞』1989年12月8日。